

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	愛媛県西条市
事業計画名	ゼロカーボンシティ西条の実現に向けた重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和7年度～令和12年度

1. 目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

① 2050年カーボンニュートラルに向けた道筋について

(個人向け)

・個人向けについては、2050年までに住宅の41.1%に太陽光発電設備を導入する。

そのうち2.3%は本事業を活用して導入し、残る38.8%は本市も推奨する「えひめ太陽光発電設備等共同購入事業」の活用や地域金融機関と連携し、低金利融資制度との組み合わせ等により導入を促進する。なお、本市の需要電力量に占める当該再エネ発電量の割合は5.9%であり、そのうち本事業により導入する設備分の割合は0.12%である。

また、家電・給湯器等の更新、EV化の促進支援等による省エネ化・電化の徹底に向けた支援策も組み合わせ実施し、それでも残る電力需要については、再エネ電力メニューへの切替え促進等により脱炭素化を達成する。

(民間事業者向け)

・事業者向けについては、2050年までに工場・事業所等の43.3%に太陽光発電設備を導入する。

そのうち3.2%は、本事業を活用して導入し、残る40.1%は本市も推奨する「えひめ事業所用太陽光発電設備共同購入推進事業」の活用や地域金融機関と連携し、低金利融資制度との組み合わせ等により導入を促進する。なお、本市の需要電力量に占める当該再エネ発電量の割合は3.9%であり、そのうち本事業により導入する設備分の割合は0.25%である。

また、高効率機器の導入、ZEB化、EV化の促進支援等による省エネ化・電化の徹底に向けた支援策も組み合わせ実施し、それでも残る電力需要については、再エネ電力メニューへの切替え促進等により脱炭素化を達成する。

(中小企業向け)

・上記「民間事業者向け」に加え、中小企業向けについては、本市の産業支援機関である(株)西条産業情報支援センターに配置するGXコーディネーターがGHG排出量の見える化から最適な脱炭素投資の実施等まで、脱炭素経営に向けた一貫した支援を行う。

(金融機関等との連携)

・本市における脱炭素化に向けた方針等に助言等をいただく有識者等会議体である「西条市脱炭素推進検討会」の委員である(株)伊予銀行、(株)愛媛銀行とは連携体制が構築されており、各行では、市内企業が省エネ・再エネ設備の導入等の投資を行う際、融資等の資金調達に関する相談対応・域外企業とのマッチングによる具現化など、実現に向けた幅広い支援を行う。また、市内企業への脱炭素経営の啓発等の支援を行う。

・本市において創出されるカーボンクレジットについて、域内外で円滑な流通ができるようマッチング等の支援を行う。

(公共)

・公共施設については、2040 年までに太陽光発電設備を設置可能な建築物の 100%に太陽光発電設備を導入する。そのうち、約 9%は本事業を活用して導入し、約 91%は脱炭素推進事業債等の活用により導入する。太陽光発電設備の発電量では賄いきれない使用量分については、再エネ電力メニューへの切替えや証書によるオフセット等により脱炭素化を達成する。なお、本市の需要電力量に占める当該再エネ発電量の割合は 0.52%であり、そのうち本事業により導入する設備分の割合は 0.18%である。

加えて、高効率機器の導入、ZEB化、EV化の促進等による省エネ化・電化の徹底に向けた取組も組み合わせて実施する。

(都道府県と市町村の役割分担について)

・愛媛県においては、県内 CO2 排出量の 6 割を占める産業部門の対策として、地元金融機関と連携して脱炭素経営支援コンソーシアムを立ち上げ、省エネ機器の導入支援や、ゼロカーボンモデル製品及びビジネスモデルの創出支援、脱炭素化等資金融資制度など、より高い効果が得られる中小企業向けの支援を広域的に推進するほか、県民の脱炭素アクションの実施・習慣化を図るためのデカボ愛媛プロジェクト推進事業、太陽光発電設備の共同購入事業、管内市町が実施する蓄電池等補助事業への間接補助、太陽光発電の適正な設置・管理に関するガイドライン策定等、県下全域的に行う必要のある取組を実施する。

・本市においては、広報誌への掲載等により、市民の脱炭素ライフへの行動変容や太陽光発電設備の共同購入等の利用につなげるべく、本市の補助制度とともに県施策の周知を図るとともに、市内事業者に対しては、地元金融機関や産業支援機関、商工会議所、商工会と連携し、同様の周知はもとより、脱炭素経営に向けた普及啓発及び支援を行う。加えて、市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進と再エネ電力の地産地消を図る。

② 2030 年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする取組について

対象となる公共施設・公用施設	305 施設	26,228,030kWh/年
上記施設について、電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする方法について		
【実施方法】		
自家消費	相対契約、再エネメニュー	証書・クレジット
2,160,486 (うち本事業を活用し導入する 電力量 1,781,546kWh/年)	19,254,035	4,813,509
kWh/年	kWh/年	kWh/年
スケジュール		
- 令和 9 年度までに 9,000,000kWh/年分について再エネメニューへの切替えを行う。 - 令和 9 年度までに 900,000kWh/年分について相対契約を行う - 令和 12 年度までに残りの 9,354,035kWh/年分について相対契約若しくは再エネメニューへの切替えを行う。 - 令和 12 年度までに 2,160,486kWh/年分を自家消費とする。 - 令和 12 年度までに 4,813,509kWh/年分について非化石証書等により賄う。 2030 年までに上記を達成し、以降も電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを継続する。		

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

西条市の事務・事業に関する実行計画

(令和 7 年 3 月改定予定：庁内委員会である「地球温暖化対策委員会での協議等を経て、改正温対法に基づく改定作業は終了している。3 月末にホームページ等にて公表予定である。)

計画期間：令和 7 年度から令和 12 年度まで

削減目標：温室効果ガス総排出量を令和 12 年度までに 2013 年度比 50.7%削減（政府目標の 50%削減を上回る目標）

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく改定済	
	○	改定中	令和7年3月
	最新の事務事業編のリンク先（HPに公表していない場合は別紙参考資料として提出し、改正温対法に基づく改定済であることが分かる箇所（ページ数等）をご教示ください。）		
	P25「表2 2030年度の目標値算出」を参照願います。		

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備を導入し、2040 年には 100%導入することを目指す。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後、市有施設の新築・建替・大規模改修を行う際には、経済性や CO2 削減効果等を検討した上で、原則、ZEB 化とする。
電動車の導入	国の目標を踏まえた上で、現行車両の残存耐用年数等にも考慮し、計画的に電動車を導入する。
LED 照明の導入	2030 年度までに公共施設における LED 照明の導入割合を 100%とする。
再エネ電力調達の推進	2030 年度までに公共施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

【区域施策編】

西条市地球温暖化対策実行計画

(令和 7 年 3 月策定予定：外部委員会である「西条市脱炭素推進検討会」での審議やパブリックコメントを経て、改正温対法に基づく策定作業は終了している。3 月末にホームページ等にて公表予定である。)

計画期間：令和 7 年度から令和 12 年度まで

削減目標：令和 12 年度までに 2013 年度比で、

- ・ 全体目標：46%削減
- ・ 産業部門：41%削減
- ・ 業務その他部門：51%削減
- ・ 家庭部門：66%削減
- ・ 運輸部門：58%削減
- ・ 廃棄物分野：50%削減

区域 施策編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく策定・改定済	
	○	策定・改定中	令和7年3月

最新の区域施策編のリンク先（HP に公表していない場合は別紙参考資料として提出し、改正温対法に基づく改定済であることが分かる箇所（ページ数等）をご教示ください。）

P52「表 6-4 温室効果ガス排出削減目標（中期目標）」を参照願います。

<異なる目標水準の設定をしている部門について>

【産業部門】国▲38% 市▲41%

国の目標水準を超える削減率を設定している。本市の目標水準は、目標年度である 2030 年度の現状趨勢（BAU）ケースに、国の「地球温暖化対策計画」に基づく省エネ施策等の削減効果を反映し、更に追加的な再エネ導入による削減効果を加味して推計している。その他にも、製造業のうち「エネルギーの仕様の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づく特定事業者については、SBT（Science Based Targets）における 1.5℃水準の削減目標に沿った排出量の削減を見込んでいる。

本市の産業部門は、特に製造業からの排出量が多いという特性があり、上記の削減効果を反映させた結果、国の目標水準を超える削減率となった。

【運輸部門】国▲27% 市▲58%

国の目標水準を超える削減率を設定している。本市における温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比は、産業部門が最も高く、次いで運輸部門が高くなっている。本市では排出量が多い部門の対策は非常に重要と考えており、計画においても、国の「地球温暖化対策計画」に基づく次世代自動車の普及や輸送の効率化、モーダルシフトの推進といった対策内容を記載している。これらの対策による削減効果を反映したところ、国の目標水準を超える削減率となった。

【非エネルギー起源 CO₂、メタン、N₂O】国▲14% 市▲50%

国の目標水準を超える削減率を設定している。本市の非エネルギー起源 CO₂ は、一般廃棄物のうち廃プラスチック及び合成繊維の焼却に伴う排出量を対象としている。国の「地球温暖化対策計画」においては、2030 年度の廃プラスチック焼却量を 2013 年度比で約▲46%とする削減目標が示されているところ、本市では、更に意欲的な目標の▲50%を掲げている。

<各部門における削減取組について>

部門	取組・目標
産業部門	- 工場への省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入 - サプライチェーン全体での脱炭素化を促進 - 水素やアンモニア等の新エネルギーの活用推進 【KPI】 - BEMS 普及率 （現状値）5%→（2030 年度）13% - 脱炭素アクション取組数 （現状値）3.7→（2030 年度）7.0 - 温室効果ガス把握割合 （現状値）5%→（2030 年度）20%
業務その他部門	- 企業への省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入 - 建築物の省エネルギー化（ZEB 導入等） 【KPI】 - BEMS 普及率 （現状値）5%→（2030 年度）13% - 脱炭素アクション取組数 （現状値）3.7→（2030 年度）7.0 - 温室効果ガス把握割合 （現状値）5%→（2030 年度）20%
家庭部門	- 住宅への省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入 - 高い省エネ性能を有する ZEH 導入の推進

	・再エネ電力メニューへの切替え等、脱炭素ライフスタイルへの転換を推進 【KPI】 ・太陽光発電の導入率 （現状値）9%→（2030 年度）13% ・高効率給湯器の普及率 （現状値）60%→（2030 年度）86% ・ZEH 普及率 （現状値）3%→（2030 年度）8%
運輸部門	・EV、PHEV、HEV、FCV 等の次世代自動車の導入推進 ・エコドライブ、再配達の削減、公共交通機関や自転車の活用を推進 【KPI】 ・電動車の普及率 （現状値）35%→（2030 年度）58% ・電気自動車充電設備設置数 （現状値）24→（2030 年度）55
廃棄物分野	・家庭、事業所等におけるごみ発生量の抑制、リユース・リサイクルの促進及び食品ロスの低減 【KPI】 ・リサイクル率 （現状値）10.5%→（2030 年度）20%

（３）地方公共団体実行計画における位置付け

本事業計画では、令和 7 年度から令和 12 年度までを脱炭素化の実行期間とし、特に「業務その他部門」及び「家庭部門」へのアプローチを重点的に行うことで、事務事業編及び区域施策編に定める目標の達成に向けて取組を着実に進める。

具体的には、区域施策編では、家庭部門・業務その他部門・産業部門における CO2 排出量削減目標に向け、「温室効果ガス排出量の削減等に関する対策・施策」に位置付けている太陽光発電設備や蓄電池、高効率機器の導入に対し、交付金を活用する。事務事業編では、「施設の改修・新築時等に検討する項目」に位置付けている太陽光発電設備の導入・LED 照明の導入、「運用改善による取組」に位置付けている再エネ電力の調達に対し、それぞれに定める目標達成に向け、交付金を活用する。

それにより、区域施策編では、2030年度温室効果ガス排出削減目標（46%削減）のうち、本交付金を用いて設備を導入することで、約0.2%の温室効果ガス排出削減が見込まれ、事務事業編では同様に、2030 年度温室効果ガス排出削減目標（50.7%削減）のうち、本交付金による設備導入で約6.9%の温室効果ガス排出削減が見込まれる。

また、区域施策編に定める市内への再エネ導入量目標（20MW）のうち、本交付金を活用することにより、5,308kWを導入する。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	1,763t-CO2/年	
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	5,308 kW	
(内訳)		
・太陽光発電設備	5,308 kW	
・風力発電設備		
・地熱発電設備		
・中小水力発電設備		
・バイオマス発電設備		
③事業費 (千円)	1,515,980 千円	
(うち交付対象事業費)	(1,264,254 千円)	
④交付限度額 (千円)	671,501 千円	
(内訳)	直接事業	224,115 千円
	間接事業	447,386 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス 排出量の削減目標で除す)	45.765 千円/t-CO2	

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	公募等の準備・周知等期間			
令和8年度	住宅への太陽光発電設備設置補助	50 件	250kW	15,000
	住宅への蓄電池設置補助	50 件	350kWh	16,450
	事業所への太陽光発電設備設置補助	10 件	400kW	20,000
	事業所への蓄電池設置補助	3 件	90kWh	4,800
令和9年度	住宅への太陽光発電設備設置補助	50 件	250kW	15,000
	住宅への蓄電池設置補助	50 件	350kWh	16,450
	事業所への太陽光発電設備設置補助	10 件	400kW	20,000
	事業所への蓄電池設置補助	3 件	90kWh	4,800
	下水処理施設への太陽光発電設備導入	1 件	921kW	85,903
令和10年度	住宅への太陽光発電設備設置補助	50 件	250kW	15,000
	住宅への蓄電池設置補助	50 件	350kWh	16,450
	事業所への太陽光発電設備設置補助	10 件	400kW	20,000
	事業所への蓄電池設置補助	3 件	90kWh	4,800
	下水処理場施設への太陽光発電設備導入	1 件	307kW	26,711
令和11年度	住宅への太陽光発電設備設置補助	50 件	250kW	15,000
	住宅への蓄電池設置補助	50 件	350kWh	16,450
	事業所への太陽光発電設備設置補助	10 件	400kW	20,000
	事業所への蓄電池設置補助	3 件	90kWh	4,800
令和12年度	住宅への太陽光発電設備設置補助	50 件	250kW	15,000
	住宅への蓄電池設置補助	50 件	350kWh	16,450
	事業所への太陽光発電設備設置補助	10 件	400kW	20,000
	事業所への蓄電池設置補助	3 件	90kWh	4,800

	尿処理施設への太陽光発電設備導入	1 件	230kW	29,603
合計	住宅への太陽光発電設備設置補助	250 件	1,250kW	75,000
	住宅への蓄電池設置補助	250 件	1,750kWh	82,250
	事業所への太陽光発電設備設置補助	50 件	2,000kW	100,000
	事業所への蓄電池設置補助	15 件	450kWh	24,000
	公共施設への太陽光発電設備の導入	3 件	1,458kW	142,217

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	実施設計（廃棄物処分場跡地）	1 件		500
令和8年度	廃棄物処分場跡地への太陽光発電設備の導入（系統線マイクログリッド構築）	1 件	100kW	9,400
令和9年度	未利用地等への太陽光発電設備の導入	1 件	500kW	76,136
合計	太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）	2 件	600kW	86,036

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 (千円)
令和7年度	最終処分場への高効率照明機器の導入	1 件	4,473
令和8年度	最終処分場への高効率照明機器の導入	2 件	2,525
令和9年度	市庁舎への高効率照明機器の導入	1 件	55,000
令和10年度	事業所への高効率照明機器導入補助	7 件	14,000
	事業所への高効率空調機器導入補助	4 件	16,000
令和11年度	事業所への高効率照明機器導入補助	7 件	14,000
	事業所への高効率空調機器導入補助	4 件	16,000
令和12年度	事業所への高効率照明機器導入補助	7 件	14,000
	事業所への高効率空調機器導入補助	4 件	16,000
合計	事業所への高効率照明機器導入補助	21 件	42,000
	事業所への高効率空調機器導入補助	12 件	48,000
	公共施設への高効率照明機器の導入	4 件	61,998

<国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合>

事業番号	事業概要	1kW（1 件）当たりの 交付額（円/kW（件））	地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金 実 施要領 別紙2によ り計算された1kW(1 件)当たりの交付額 （円/kW（件））	地方公共団体から 間接事業者への 1kW（1 件）当たり の協調補助額（円 /kW（件））
3820600001	太陽光発電設備 （上限 5kW/世帯）	60,000	70,000	30,000

※（都道府県）間接補助事業について、脱炭素先行地域又は重点対策加速化事業に採択された管内市町村が実施する事業メニューと重複する事業が当該市町村内で実施されないこと。

※（市町村）間接補助事業について、重点対策加速化事業に採択された当該市町村が位置する都道府県において実施する事業メニューと重複する事業が実施されないこと。

(2) 事業実施における創意工夫

【系統線マイクログリッドの構築】

令和5年度（資源エネルギー庁）系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた計画策定支援事業）を活用して策定したマスタープランに基づき、指定緊急避難場所である「小松中央公園」、指定緊急避難場所兼指定避難所である「樗交流館」、県の広域防災拠点に指定されている「アウトドアオアシス石鎚」（道の駅）が立地するなど、災害時における施設の機能向上が求められるエリアにおいて、系統線を活用したマイクログリッドを構築する。

近隣の廃棄物処分場跡地（市有地）に太陽光発電設備（100kW）を導入、非常時（マイクログリッド発動時）における電源とし、平常時は、オフサイトPPAとして公共施設へ再エネ電力を供給する。あわせて、大容量蓄電池を併設し、非常時バックアップ電力を確保する。

なお、事業採算性に課題があるマイクログリッド運用面の工夫として、当該蓄電池については、交付金の対象設備とせず、再エネ拡大への調整力にするとともに、平常時は系統用蓄電池として運用（JPEX 及び容量市場等における市場取引）し、安定した事業基盤を確立させる。

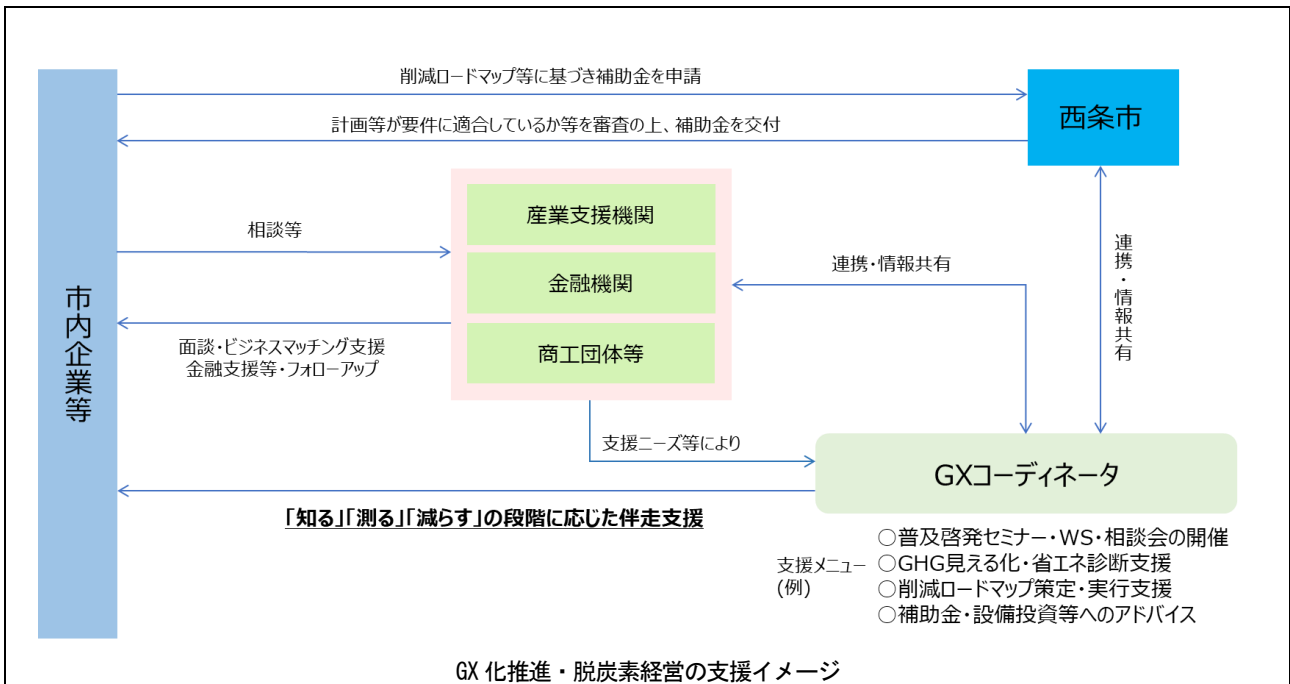


系統線マイクログリッド構築エリア及び設備配置図

【GX コーディネーターと連携した脱炭素経営の普及啓発及び支援】

本市の産業支援機関である第3セクター(株)西条産業情報支援センターでは、R7年度より市内中小企業の脱炭素経営やGX投資等をサポートするGXコーディネーターを起用することとしている。

重点対策加速化事業における補助制度を活用する際には、GXコーディネーターによる支援を受けていることを要件とするなど、GXコーディネーターと密接に連携し、脱炭素経営の3つのステップ「知る」→「測る」→「減らす」のステップに応じた適切な支援を提供することにより、重点対策加速化事業をより効果的且つ効率的に実施することとする。



【太陽光発電設備の共同購入利用促進によるコスト低減】

重点対策加速化事業の市民向け・事業者向け太陽光発電設備導入補助について、愛媛県が実施する「えひめ太陽光発電設備等共同購入事業」及び「えひめ事業所用太陽光発電設備等共同購入事業」を合わせて案内・周知を図るなど、愛媛県や当該共同購入事業の受託事業者とも連携し、導入に当たってのコスト低減を図ることとする。

(3) 地域課題の解決

地域課題	
地域課題の概要	災害に強い地域づくり（防災・減災）
30年以内の発生確率が高い「南海トラフ巨大地震」や、近年頻発している風水害をはじめとした自然災害等の災害リスクは多岐に渡っている。市民アンケートの結果では、「自然災害（地震等）の到来」を特に不安とを感じる課題だと認識している市民が多く、また、本市が目指していく都市像を表すキーワードとして「安全・安心」と回答した市民が半数以上を占めていることから、こうした自然災害等に対する防災意識や安全・安心への意識が急速に高まってきていることがわかる。 こうした中、あらゆる危機を想定した危機管理体制の構築が強く求められており、市民・事業者・行政が連携し、それぞれが最大限の力を発揮できる公民連携による地域防災力の強化を図ることが必要である。	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
避難施設等の公共施設や一般家庭、民間事業所等において、省エネルギー化に加え、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入促進を図ることにより、電力の脱炭素化と非常用電源の確保につながる。 なお、防災拠点や避難場所等となっており、災害時等の電力確保の必要性があると認められるエリアにおいては、系統線を活用したマイクログリッドを構築する。 これにより、災害等により送配電ネットワークからの電力供給が停止した非常時において、エリア内で独立した電力供給を行うことができる体制が構築されることで、災害時等のレジリエンス強化が図られる。	

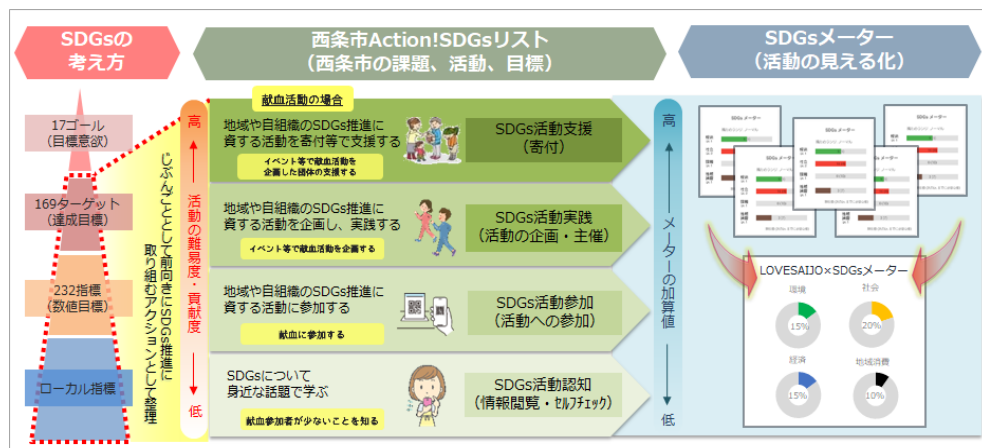
地域課題	
地域課題の概要	持続可能な地下水利用
本市は、全国的にも稀な被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたって形成されており、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育ててきた。こうした地下水は、多くの市民が生活用水として自宅等にて利用するとともに、農業用水や企業の生産活動等にも利用されているが、近年では、本市地下水の最大の涵養源（地表からの浸透量の約 70%）となっている加茂川の流量減少や灌漑期における農業用水の急激な増加等に伴い、一部の地域では塩水化が指摘されており、今後も気候変動や社会経済情勢の変化等により、地下水への様々な影響が想定され、地下水をはじめとした本市水資源の未来は、水質・水量ともに楽観視できる状況ではない。	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
①ダム未利用水を活用した脱炭素化と地下水涵養 本市地下水の最大の涵養源（地表からの浸透量の約 70%）となっている加茂川において、特に農業用水としての地下水利用が増加する灌漑期に長瀬取水堰地点で 5 m³/s の流量が確保されれば、西条平野において、将来にわたり地下水の安定的な水位の維持と塩水化の防止が可能になることという調査結果が出ている。 一方、加茂川上流部に位置する県営黒瀬ダムが供給する工業用水については、当初、計画給水量として日量 229,000 m³を確保していたが、工業用水の需要が伸びず、将来的にも飛躍的な需要は見込めないことから、計画給水量を日量 87,420 m³に縮小した。その差の水量については、県公営企業管理局が権利を所有したまま、使用目的がなくなっている。 そこで、この未利用水を水力発電用水として放流し、発電した再エネ電力を市の公共施設に供給する仕組みを愛媛県や関係機関等と検討・協議し、実現することが出来れば、重点対策加速化事業の「公共施設の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロ」に向けた取組に寄与し、副次的な効果として、加茂川流量の増加に伴う地下水涵養につながる事が想定される。（詳細別紙） ②重点対策加速化事業を通じた地下水保全への還元 一方、重点対策加速化事業による補助を受ける市民や事業者に対しては、「健全な水循環の保全等に向けた取組に協力すること」等を補助の要件とすることで、家庭での生活用水の節水や灌漑期及び少雨の時期等における事業所用水の節水、市や団体等が行う地下水保全への取組（地下水涵養対策・水質改善対策・森林保全活動等）に対する寄付を促すなど、流域一体での取組として地域への還元につなげる。	
（４）地域特性の活用	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
・本市は、日射量等の自然資源に恵まれていることもあり、第 1 次オイルショック後に策定された「サンシャイン計画」に基づき、昭和 56 年度から平成 4 年度まで、当時我が国最大の「太陽光発電試験プラント」（西条太陽光試験発電所）が立地していた。この試験プラントは、今日実用化されている太陽光発電システムの基礎を築いたものであり、本市はいわば太陽光発電の「草分けの地」と言える。更に、平成 11 年度には四国初となる住宅太陽光発電システム設置に対する補助事業を開始している。 ・「再生可能エネルギー情報システム（REPOS）」によると、本市周辺の建物系（市街地）と土地系（空地、農地等）の太陽光発電導入ポテンシャルの分布状況は、いずれもそのポテンシャルは高く、建物系が 678MW、土地系が 2,508MW と推計されている。 ・このような地域特性を活かし、本事業において自家消費型太陽光発電設備の導入を推進する。	

(5) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

個人向け

- ・ 地元金融機関、商工団体との連携による市民向け普及啓発
 - ・ LOVESAIJO ポイント（地域ポイント）プラットフォームアプリを活用した行動変容の促進
- ・ 本市では、電力会社や地域中核企業、商工団体、金融機関、大学、国・県、その他関連団体等の参画により「西条市脱炭素推進検討会」を設立しており、本検討会を通じて、地域の脱炭素化に向けた提案やアドバイス等をいただきながら、相互に連携して取組みを進めている。
- そこで、この連携体制を活かし、金融機関窓口への補助制度案内チラシの設置や窓口での紹介など、効果的な市民向け PR 等を推進し、脱炭素の重要性や補助制度の詳細について積極的な周知を図り、より多くの市民に脱炭素ライフに向けた行動変容につなげる。
- また、商工会・商工会議所には、電気設備事業者等の脱炭素に関連する地域に密着した事業者が会員となっていることから、会員事業者を通じて、顧客である市民へのアプローチを行う。
- ・ なお、SDGs の理念に基づく持続可能なまちづくり推進の観点で、本事業による効果を広く波及させるため、西条市 SDGs 推進協議会との連携により、LOVESAIJO ポイント（地域ポイント）プラットフォームアプリを活用し、「LOVESAIJO Action! SDGs デコ活キャンペーン（仮称）」として、太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器等の導入による CO2 削減効果等を本アプリで既実装・運用中の機能である「SDGs メーター」に反映させ、SDGs 活動に貢献した結果を可視化することで、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促す。
- 加えて、一定量以上のメーターが増加した市民に対しては、LOVESAIJO ポイントの付与や景品を贈呈する等の特典を検討する。



【参考】SDGs メーターのイメージ

事業者向け	・地域で一体となった脱炭素経営の促進 ・産業支援機関に配置する GX コーディネーターによる脱炭素経営支援 本市の産業支援機関である第 3 セクターの(株)西条産業情報支援センターにおいて、R7 年度から GX コーディネーターを配置することとしており、GX コーディネーターにより、脱炭素経営における「知る」→「測る」→「減らす」の 3 つのステップに応じた適切な支援を行う。 なお、GX コーディネーターについては、公募により選定することとしており、地域中小企業の DX・GX 化の推進に高度な知見・ノウハウを有する民間事業者に業務委託を行うこととしている。 重点対策加速化事業の事業者向け補助制度を活用するに当たっては、GX コーディネーターの支援を受けたこと等を要件（GHG 排出量測定済み・年 1 回～2 回程度の面談・設備等導入後のフォローを受ける等）とすることで、市内事業者に対し、日々の運用改善や最適な省エネ投資の促進等、GX コーディネーターや既存の企業支援アドバイザーらによる一貫した伴走支援を提供する。 なお、市内中小企業の GX の推進に加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図ることとしており、経営課題の抽出からデジタル化の取り組みの進捗状況に応じた伴走支援により、GX との相乗効果も期待される。 (株)西条産業情報支援センターの企業支援アドバイザーにおいては、DX・GX 分野の専門コーディネーターから知識やノウハウを習得することで、コーディネーターの起用終了後も自立した経営支援体制を構築することとしている。これにより、金融機関、商工団体、市内立地企業等とも連携しながら、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指していく。
公共	・地域中核企業や送配電事業者等と連携した系統線マイクログリッドの構築及び構築成果の横展開 本事業にて計画している系統線マイクログリッドについては、資源エネルギー庁の計画策定支援事業において、地域中核企業や本市、送配電事業者、MG システム事業者等により組成した検討会において策定したマスタープランに基づき、実装しようとするものである。 今回、本事業にて上記連携体制での実装事例が出来れば、今後、公共施設・病院・介護施設・工場等のレジリエンス性を高める意義の高い他のエリア（市内）において、事業成果の横展開が可能であると想定している。 また、送配電事業者の目標計画において、「分散グリッド化の推進」を掲げ、「一般送配電事業者として適切な対応ができるよう分散グリッド化の実現に向けた課題解決を目標として設定」とされている。 https://www.yonden.co.jp/nw/assets/consignment_service/law/yakkan_174.pdf こうした中、本市においては、計画策定から実装に至るまでの実績等について市域内外へ広く情報発信するとともに、マイクログリッド事業者においては、独自の系統線マイクログリッド構築マニュアルを作成し、市内外への普及啓発等していくことで、横展開を図っていくことを想定している。
その他	・国、県、金融機関、大学、民間企業、関連団体等の分野横断的な連携体制によるプロジェクトの推進 重点対策加速化事業の各プロジェクトを推進するため、既存の連携会議体である「西条市脱炭素推進検討会」をベースに、新たな連携先を加え、「西条市カーボンニュートラル推進協議会」として拡充・設立する。 当協議会においては、従来の枠組みにとらわれず、分野を横断した総合的なマネジメントを実施するとともに、複数の分科会を設けることを想定しており、分科会において、各プロジェクトの具体的な検討を推進していくこととする。 さらに、本推進体制のもと、重点対策加速化事業の各プロジェクトにとどまらず、

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、「水循環」をキーワードに流域が持つポテンシャルを最大限活用する取組について、当協議会にて検討・協議することとし、実現可能なものから、順次事業化していくこととする。

【連携する取組及び今後検討・推進する取組】

- 水資源・上下水道が連携した流域水マネジメントの強化（愛媛県連携事業）
- 加茂川水系流域治水プロジェクトと連携した適応策の推進（愛媛県連携事業）
- 下水汚泥消化ガス発電の導入
- 避難施設等への非常用電源設備（太陽光発電等）の導入
- 公共工事での高炉セメントコンクリート使用による CO2 削減量クレジット化
- 小水力発電の導入
- 木質バイオマス発電の導入
- ブルーカーボン生態系を活用した CO2 の吸収
- 市有林をモデルとした森林 J クレジットの創出 等

（6）推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

現在、西条市 SDGs 未来都市プロジェクトに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、各部長等で構成する「西条市 SDGs 推進本部」を設置し、本市における SDGs の推進に係る総合調整や進行管理を行っている。重点対策加速化事業の取組についても、同会議において進捗管理を行うとともに、下部組織として新たに「西条市重点対策加速化事業プロジェクトチーム会議」を設置し、庁内の横断的な連携のもと、本市一丸となって推進する。



【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となつて推進している部署：環境部環境政策課（人数 7 人。うち専任カーボンニュートラル推進係 2 人・兼任 1 人）

【採択後（予定）】

重点対策加速化事業の取組の主体となる環境政策課のカーボンニュートラル推進係の人員を増強する（専任 2 人→5 人）。事業の進捗に合わせ、さらなる増員や地方創生人材支援制度、地域活性化起業人制度の活用による民間専門人材の受入れについて検討する。

重点対策加速化事業の取組については、環境部が主体となつて推進することとなるが、上記のような庁内横断的な連携体制のもと、事業者向け取組については産業経済部、公共施設への太陽光発電設備の導入等については建設部とも連携を図りながら、円滑な事業推進を図っていく。

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

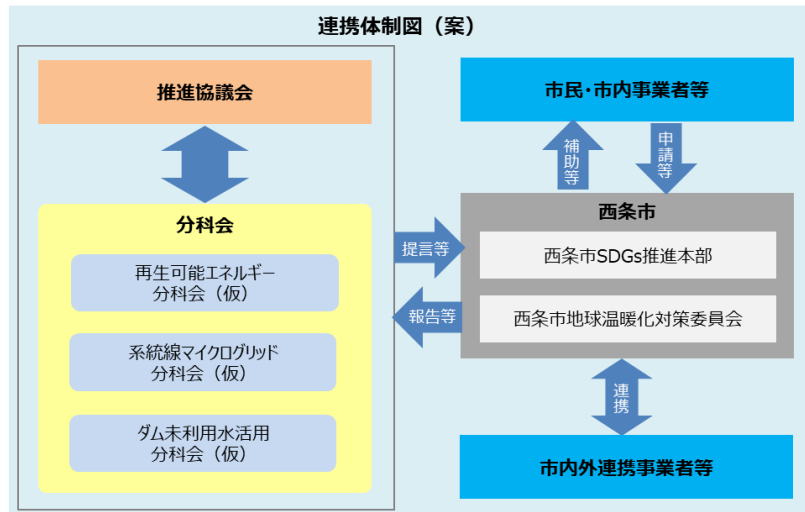
【連携体制】

「（5）その他」の項目において記載の通り、既存の連携会議体である「西条市脱炭素推進検討会」をベースに、新たな連携先等を加え、「西条市カーボンニュートラル推進協議会」として拡充・設立する。当協議会では、プロジェクトの推進のため、既存の枠組みにとらわれず、分野を横断した総合的なマネジメントを実施する。なお、当協議会には複数の分科会を設けることを想定しており、分科会において、具体的な検討を推進していくこととする。

別添様式 2

なお、体制の構築については、採択後速やかに設立することを想定しており、現構成員に対しては、協議会組織への改定方針と参画の継続を要請し、新たな団体等に対しては、本事業の趣旨等を説明し、参画への打診を行っていくこととしたい。

推進協議会の構成員（既存会議体を拡充）	
市民団体	NPO法人西条自然学校
電力事業者	四国電力株式会社 住友共同電力株式会社
関係企業	株式会社サイプレス・スナダヤ 株式会社アドバンテック
商工関係団体	西条商工会議所 周桑商工会
林業関係団体	いしづち森林組合
金融機関	株式会社伊予銀行 株式会社愛媛銀行
学識経験者	愛媛大学
関係団体	西条市SDGs推進協議会
国	経済産業省四国経済産業局 環境省四国事務所
県	愛媛県
市	西条市
送配電事業者	（新規）
産業支援機関	（新規）
その他	上記含め、必要な新規参画団体を検討



連携事業者名	四国電力株式会社					
役割	・未利用地等への太陽光発電設備の導入提案 ・公共施設等への再エネ・省エネ設備等の導入提案 ・公共施設に対する再エネ電力メニューへの切替え提案					
当該事業者のこれまでの取組	・市内ため池において、水上太陽光発電所を建設中。 ・他自治体の脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者として、実績を有している。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足						

連携事業者名	株式会社アドバンテック					
役割	公共施設等への太陽光発電設備（PPA）の導入提案等					
当該事業者のこれまでの取組	・計画提案の内容具体化、特にPPA事業のノウハウを活かし協議・検討を実施している。 ・本市公共施設への太陽光発電設備導入実績を有している。また、市内外遊休地等にFIT等太陽光発電所を開発、運営している。 ・他自治体の脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者として、実績を有している。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	

合意形成状況に関する補足						
連携事業者名	株式会社クールトラスト					
役割	系統線マイクログリッドの構築提案等					
当該事業者のこれまでの取組	令和5年度（資源エネルギー庁）系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた計画策定支援事業）の採択を受け、小松中央公園エリアにおけるマイクログリッド構築に向けたマスタープランを策定済み。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足						
連携事業者名	株式会社伊予銀行					
役割	- 重点対策加速化事業の普及啓発等に関する取組 - 取引先企業等に対する脱炭素経営支援					
当該事業者のこれまでの取組	- 提携企業とともに地域や取引先企業等の GHG 排出量可視化・削減に向けた取組みを支援 - ファイナンスを通じてサステナビリティ経営に向けた取引先企業等の取組みを支援（サステナブルファイナンス）					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足						
連携事業者名	株式会社愛媛銀行					
役割	- 重点対策加速化事業の普及啓発等に関する取組 - 取引先企業等に対する脱炭素経営支援					
当該事業者のこれまでの取組						
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足						
3. その他						
(1) 独自の取組						
	令和6年度単独補助事業	令和7年度単独補助事業	備考			
取組概要	(個人) ①定置用蓄電池 補助率：1/10 補助上限額：50 千円 ②V2H 補助率：1/10 補助上限額：50 千円 ③家庭用燃料電池 補助率：1/10	(個人) ①定置用蓄電池 補助率：1/10 補助上限額：50 千円 ②V2H 補助率：1/10 補助上限額：50 千円 ③家庭用燃料電池 補助率：1/10	①～⑤継続 ※財源に県補助金を活用 補助率： 市補助単価×1/2、1/3			

別添様式 2

	補助上限額：100 千円 ④ZEH 補助率：定額 補助上限額：200 千円	補助上限額：100 千円 ④ZEH 補助率：定額 補助上限額：200 千円 ⑤電気自動車 補助率：定額 補助上限額：200 千円	
予算額	(個人) ①②定置用蓄電池・V2H 6,750 千円 ③家庭用燃料電池 531 千円 ④ZEH 2,000 千円	(個人) ①②定置用蓄電池・V2H 4,350 千円 ③家庭用燃料電池 531 千円 ④ZEH 4,400 千円 ⑤電気自動車 6,000 千円	
予算総額	(合計) 9,281 千円	(合計) 15,281 千円	
実績・予定 件数	(個人) ①②定置用蓄電池・V2H 89 件 ③家庭用燃料電池 0 件 ④ZEH 24 件	(個人) ①②定置用蓄電池・V2H 87 件 ③家庭用燃料電池 6 件 ④ZEH 22 件 ⑤電気自動車 30 件	

【企業立地促進奨励金（脱炭素化取組促進奨励金）】

企業の立地（新設・増設・移転）や設備投資等に対し、奨励金を交付する。脱炭素化取組促進奨励金は、一定以上の CO2 排出量が削減される以下のいずれかに該当する、投下固定資産総額 2,000 万円以上の設備投資を対象とし、2,000 万円（交付期間：3 年間）を上限に奨励金を交付する。

- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の認定を受けた取組
- ・導入する設備の CO2 排出量が既存設備と比べ 10%以上削減される取組

（2）施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	省エネ家電製品購入促進事業
・取組内容	省エネ性能に優れた家電（エアコン・冷蔵庫・テレビ・LED照明器具）を購入した市民に対し、費用の一部を助成（LOVESAIJOポイント付与）することで、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、脱炭素社会の推進を図る。 ・実施時期：令和 7 年度 ・対象製品：統一省エネラベルが 3 つ星以上 ・ポイント付与率：20% ・ポイント上限：30,000P
・関係府省庁の事業名	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
・事業概要	エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対

	策（令和5年11月2日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和5年11月に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）を創設。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	25,953 千円
【取組概要】 重点対策加速化事業との連携内容については、実施時期が相違していることから、同時募集による波及効果を得ることは出来ないが、省エネ家電制度を活用した市民に対し、重点対策加速化事業の補助制度を案内する等、効率的な周知を行うことが可能である。また、連続して実施することで、家庭部門における脱炭素化への動機づけが図られるものと考えている。	
【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	西条市中小企業等 DX・GX 総合支援事業
・取組内容	地域経済を支える市内中小企業等のデジタルトランスフォーメーション(DX)及びグリーントランスフォーメーション(GX)を推進し、生産性向上や付加価値の創出、より質の高い雇用を生み出す。 あわせて、デジタル人材確保や多様な働き方の推進、市内企業の認知度向上に向けた取組を一体となって実施することで、DX・GXの促進と産業人材の確保・定着を図る。
・関係府省庁の事業名	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
・事業概要	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を計画から実施まで強力に後押しする。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	292,977 千円（R7 年度～9 年度）
【取組概要】 重点対策加速化事業との連携内容については、(株)西条産業情報支援センターに配置する GX コーディネーターが脱炭素経営の3つのステップ「知る」「測る」「減らす」に応じて、GHG 排出量の見える化から最適な脱炭素投資の実施等まで一貫した支援を行くこととしており、本事業の補助を受ける際、GX コーディネーターによる支援等を受けていることを要件とするものである。 これにより、重点対策加速化事業での補助を受ける事業者も GX コーディネーターによる適切な支援を受けることで、より高い省エネ効果等が得られるとともに、脱炭素経営への動機づけが図られ、中小企業における脱炭素化推進の底上げが期待される。	
【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	西条市 SDGs 未来都市計画
・取組内容	人口減少が加速化する中、多くの活動人口の存在（ヒト）と自発的な取組（活動）が好循環する仕組みが必要である。そこで、地域ポイントの「LOVESAIJO ポイント制度」と市民総参加によってトレードオフの解消を図る「SDGs メーター」のもと、三側面からの身近な活動を持続可能な地域社会の実現に繋げ、持続可能なまちづくりを推進する。
・関係府省庁の事業名	SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業
・事業概要	地方自治体による SDGs の達成に向け優れた提案を行った都市を「SDGs 未来都市」に選定し、その中から特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として選定して支援し、成功事例の普及を促進する。

別添様式 2

・所管府省庁名	内閣府																										
・活用予定事業費	—																										
【取組概要】 本事業による効果を広く波及させるため、LOVESAIJO ポイントプラットフォームアプリを活用し、太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器等の導入による CO2 削減効果等が本アプリの「SDGs メーター」に反映される仕組みを実装、SGDs 活動に貢献した結果を可視化することで、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促す。																											
【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】																											
・タイトル	脱炭素化推進事業債や地域レジリエンス事業等を活用した温室効果ガス排出削減対策																										
・取組内容	事務事業編で「温室効果ガス削減への取組」として掲げている太陽光発電設備の導入等に当該事業債を活用することで、市役所からの温室効果ガス排出削減に努める。 当該事業債が活用できない場合は、地域レジリエンス事業等の活用可能な施策を検討し、導入していくこととする。																										
・関係府省庁の事業名	・脱炭素化推進事業債 ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業																										
・事業概要	・地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業に対する地方財政措置 ・公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。																										
・所管府省庁名	総務省・環境省																										
・活用予定事業費	未定																										
【取組概要】 重点対策加速化事業において実施しない取組等を「脱炭素化推進事業債」若しくは「地域レジリエンス事業」等を活用し、双方連携のもと各種事業を補完しながら実施することによって、公共施設が排出する温室効果ガスの削減を加速度的に進める。																											
(3) 財政力指数																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">財政力指数</th></tr> <tr> <td>令和5年度 財政力指数</td><td>0.61</td></tr> </table>		財政力指数		令和5年度 財政力指数	0.61																						
財政力指数																											
令和5年度 財政力指数	0.61																										
(4) 地域特例																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="7">地域特例</th></tr> <tr> <th>沖縄県</th><th>離島地域</th><th>奄美諸島</th><th>豪雪地域</th><th>山村地域</th><th>半島地域</th><th>過疎地域</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							地域特例							沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域							
地域特例																											
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域																					
対象事業：																											